

格、神徳をより所として諸派がおこった。それはさらに拡大され、神名が改めて問い直され、確認がもとめられた（八幡大菩薩など）。

次は復古神道（国学）の時期である。それは理想の世を仏教渡来以前の古代においた。紀記は実証的手法により再点検された。本居宣長、伴信友はその方面の仕事をのこした。その結果は中世の解釈を排して、紀記その他の古典が無名の神々に下した解釈（記載とか事実ではなく、解釈である）が追認され、演繹され、一層具体的に詳細にされた。

次は明治の神社制度の時である。各地方団体は地域の神社の祭神の報告が命ぜられた。それは「神武創業」の昔にかえった国家の体制の一環としてである。それは復古神道の理念によりなされ、実際には平田派の国学者によりなされた。

大体の輪廓は以上の様な状況である。それ故、古社の場合、特に祭神が、いろいろの名で伝えられるのも当然である。

そこで、梁塵秘抄と林屋論文の場合（勿論、氏も「上」において相当の手續き——伴信友的手法による——をとっておられる。その上に祭典の型式——筆者をして言わしめれば、いとも明白な誤認——を必須のものとして付加されたのである）、その間は如何なる次元において問われたのであるか。その辺の所が筆者にはわからない。伴信友の手法は見事なものであった。しかし、それは紀記理念の範囲において、特に祖先神と認識されている場合に通用する。今から見れば、神道の神々はそれ程単純ではない。お

そらく信友は——その後継者たる明治の神祇官たちはさらに——神々を必要以上に単純化している。

神名を問うことは、何がしかの時代精神——国家の体制と言つてもよい——の反影である。故に、神名はしかるべき伝承（梁塵秘抄は民衆と貴族の間に謡われたものを帝王が編さんしたのであるから、これ以上、「しかるべき」ものはあり得ない）によるのが最上であり、と言うよりそれ以外の認定はあり得ないことである。

註

田伏地区及び種子島の例は、鹿児島大学民俗学研究会、蒲池光氏による。記して謝意を表す。

木花佐久夜毘売なる書証を平安時代の末まで遡らせることが出来るのである。

一般論として、神名、あるいは祭神の考証という作業は、複雑な意味を含んでいる。それは歴史時代になってから勧請され、御鎮座次第の記録が存在する場合ははっきりする。それは問題になるまい。

先史時代からある土地に鎮座する古社の場合、その神の名を問うとはどういうことであるか、あるいは可能であるか。

紀記に神社名と祭神名とが明記されている古社（宗像大社、諏訪大社、住吉大社、出雲大社、など）の場合、一応確認されたことになっている。

延喜式の神名式（所謂神名帳）はその当時、重んぜられた古社を列挙している。しかし、神社名のみで、当然のことながら、祭神名を記していない。

伴信友は『神名帳考証』その他において、大規模にそれを問うている。

それは祭神名だけを問題にした訳ではないが、新撰姓氏録によって、ある氏族の奉祀する神名を、紀記の記載と照合しながら認定する、というのがその基本姿勢である。

明治以降も、基本姿勢は同じであるが、祭典の形式、氏族の支配する土地、などの要素を基準のうちに追加するのである。

しかし、基本的にもとにもどって考える。神名を問うことがそもそも可能であるか。正面からそう問えば、初めから不可能である。あるいは無意

味である。

そもそも問う必要があるのか。必要はなかった筈である。みだりにそれをするのは罪である。例をあげよう。鹿児島県の大隅の甲伏地区では神聖な場所としての森があり、森そのものが祭祀の対象になっている所が多数ある。地元の呼称ではモイドン（森殿）と敬称をつけて呼ばれる。外見はこんもりした森であり、屢々、神聖な泉をともなう。県神社の「あがたのもり」には歌枕の畠井（あがたのいど）がある。同様の形体の信仰は種子島にも多い（むしろ種子島の方がはっきりしている。ここの呼称は「ガロ―山」と言う。註と

ただ今、右、以上に詳細にたち入る必要はない。私が注意したのは、対象が森そのものであり（社である）、そこに座す神の名を問うことはない。と言うことである。その森に奉祀する人々は、問う必要を感じていないのである。

最初の神道はそういうものであったろう。ところが我が国の歴史上、神名を問う必要が生じた時期が何回かあった。

第一は紀記が編さんされ、神祇令が施行された時である。王朝に統一され、国家が成立し、統一神話によって組織される時に、体制の顕現として神々の名が問われ、認定された。

次に中世神道の諸流派がおこった時である。仏教という宗教的刺戟に対抗して古い信仰の再生を目指したのである。諸流派の基礎の理念がなりたつためには、既に古典により神名が確認された神社があった。それらの神

いか。例えば、林屋氏の「矢河枝姫説」は仮説であるのか、事実であるのか。常民の筆者にはそんなことはわからない。(学問の名においてすることだから、素人の常民は黙っておれ。わからないのは不勉強だからだ、という宣言だと感じるのは筆者の如き常民の目が目であろうか。)

まあ、これらの事は編集委員会の方針に対する書評みたいなことになるので、詳論するのには、ここはふさわしい場所ではない。

学術的とか学問とか科学とかの語を連発されるが、それなら前記林屋論文は真に学問的であり、科学的であるのか。科学的という認識が編集委員会にあればこそ、『宇治市史』に編集委員会の責任において、この論文を根拠にする記事を、承認したのである。

主として、現在の問題にかかわる林屋論文「下」の方から見てゆこう。

「縣祭考」の副題がついている。まず「縣祭の梗概を説く」として「縣祭」を概記しておられるが、およそ事実と反することが書かれている。氏は伝聞によって書かれたのであろう。そしてこの梗概を予備知識として議論を進め、

従来の縣神社の祭神説では、この祭礼の構造が全く説明出来ないではないかと考えられるに至ったのである。

とされるが、これは本末転倒の議論である。即ち、祭りの構造が御自身の抱懐せられるパターンに合致しないから、パターンに合致する様に祭神を設定しようとするのは科学的ではあるまい。

又、氏の理解されたいらしい梗概は事実と反する。氏はその伝聞をどこか

ら採集されたのであるのか、筆者は関知しない。しかしその採集範囲は明らかに偏向したものである。この種のことは、所謂フィールドワークにおいて、初歩的注意とされることである。

又、賀茂別雷神社と賀茂御祖神社の祭神の例を出しておられて「ほぼ同じ様な事情が考え得られる、とされる。これは一種の民俗学的解釈である。民俗学は、ありのままの材料をとりあげて、そこからある意味を見出そうとする。多くの例が集まればいくつもの類型を考えることが出来る。しかし、規範を提供することではない。類型を考えることは民俗学の範囲である。しかし、規範をつくり出して、他を審判することは民俗学の本質に反するであろう。

以上の議論、私には、科学の名において辨護すべきものとは思われない。誤認から出発した林屋氏の議論はその全てが無意味である。

林屋氏の議論に対応するためには、単に誤認を指摘し、行論の恣意性を云々するだけでは充分でないし、むしろ林屋氏には失礼でもあることは承知している。筆者の正確な知見を掲げ、細部にわたる議論をすべきことである。しかし、今は梁塵秘抄の註釈を問題にしている。縣祭りの問題はあまりに大きな問題になる。他の機会を得なければならぬ。

さらに、それは神名認定という大きな一般論をもその背後に控えているからである。

林屋氏の論がなりた、ぬとすれば、本論でのべた梁塵秘抄の解釈は全く影響をうけないのである。これを逆に云うと、梁塵秘抄の文句は、県神社

「市史」、あるいは一般的に地方史（特に、その自治体の名において出版されるそれ、宇治市史は、発行者、宇治市長田川熊雄。発行所宇治市役所である。）は、学問的にも、常識的にも、その他総合的を意味において、安定した知識が提供されるべき場所である。何故なら、それらは特定の専門家だけ（勿論、専門家も読者に入るが）の読みものではなく、より多く、ごく普通の、いわば常民の読むものとして編纂されるべきものであろう。不安定な新説（それは全く林屋氏によって、はじめて提出されたものである）と、数百年の伝承（おそくとも、梁塵秘抄以来である）とを同種同列に併記することは私には理解できない。それは決して学問的にも好ましい態度ではない。常民には混乱をもたらすだけである。

当然、宗教法人の側から抗議が出された。『宇治市史』第二卷（昭和四十九年四月）の「編集の経過について」に、「宇治市史共同編集責任者、林屋辰三郎、藤岡謙二郎」名義で説明がなされている。又、上田氏の希望による補足記述が載せられている。それによると、矢河枝比売説は前掲林屋論文によることを明記された後、

神社側では「伝承だけでなしに、文献でさかのぼれる（江戸期）限り、現在まで一貫して木花開耶姫を奉載」とされている。

筆者註、「文献でさかのぼれる限り」を筆者はおそくとも梁塵秘抄までさかのぼることを論じてきた。木花開耶姫でなくては梁塵秘抄が解釈出来ないのである。筆者の見解に反対するものは、本論で筆者がなした以上の説得力のある解釈を梁塵秘抄に下され

ばよいのである。それ以外のやり方で筆者に反対することは出来ない。

『宇治市史』第一卷における当該個所の記述は、諸説及び矢河枝姫と木花開耶姫説について言及したものであって、県神社の祭神についての信仰的事実を否定するつもりはない。木花開耶姫を祭神として奉斎してきた祭祀の伝統は、県神社の信仰的事実として尊重すべきものと考えている。

編集責任者は、「編集の態度」とのかかわりにおいて、見解を明らかにする必要を感じた次第である。」として、次の様な態度を表明された。

これが一地方公共団体の刊行するものであつても、（傍点筆者。以下同じ。）つねに学術的出版物を編集する意図をもつて対処してきた。すなわち、科学としての歴史学及び地理学に関する方法に立脚して、つねに問題意識をこの地域の研究にも投影するという態度を保とうと努めたのである。学問としての仮説を積極的に追求し、さらに未解決のものは未解決のものとして、今後の課題に残してゆこうと考えてきた。……

言われることは編集態度の表明であつて、主旨は「これは学問なのだ」と言うことなのである。公共団体刊行の地方史が「学問としての仮説を積極的に追求する」のに適当な場所であるかどうか、少々気にかゝることである。少くとも常民には何が仮説で、何が事実であるのか、適確な判断を下せると考える方が不自然なの（単なる不親切の域を通り越して）ではな

注意しなければならないのは、「七宝蓮華」の「蓮華」で、縣神社の所在が小字蓮華だ、ということである。小字名としての蓮華はどう考えるべきか。

少くとも、小字蓮華以外に「七宝蓮華」を解釈する途はないと考えられるのである。「七宝」の方は蓮華の修飾であるから、蓮華の解釈がつけばすむことである。

小字蓮華は、もと平等院（したがって、宇治院）の城内に入る。縣神社はその西南隅に（即ち裏鬼門）にある。平等院諸堂配置図は宇治市史第一巻、五六一頁にある。「鎮守」とあるのが縣神社である。

たゞその図を見ても、小字蓮華を説明出来るものはなさそうである。となると、やはり、縣神社の本地とされる聖観音と関係づけられる。即ち、「あたぬし」の座つていらつしやる台座の蓮華と考えられる。

即ち、陀羅尼集経（大正新修大蔵経、十八の八二八の上）

一切ノ觀世音菩薩像ハ通身白ニシテ百宝莊嚴ノ座上ニ結跏扶坐ス。

と言う。つまり、聖観音の蓮台の蓮弁は鴛鴦の劔羽の形になっている、の意となる。小字名としての「蓮華」も同様の意とされる。

以上で、我々の考察を終る。結局、一首の意は「あたぬし」について詠じたものである。第一行の「神」は単数である。宇治の中央をば「菩薩御前」(縣神社——聖観音)が占めておられる。その菩薩御前こそ「あたぬし」(木花之佐久夜毘売命)であつて、そのお座りになっている蓮台の蓮弁は

美しい鴛鴦の羽の形をしている。
以上の如くなる。

付、林屋辰二郎氏の見解について

本論は終つたのであるが、たゞ誤解を避けるためにつけ加えておきたいことがある。即ち、林屋辰二郎氏は縣神社の祭神について一つの解釈を提示しておられるからである。「山城宇治神社とその祭祀（上・下）」である。(史蹟名勝天祭紀念物、第十九集第二号、三号。昭和十九年二月及び三月)。

林屋論文がこの雑誌のままであるなら——つまり、学者相手の、学界に流布する雑誌のままであるなら、特に筆者はここにこんな補足をする必要を感じなかつたかもしれない。読者が学界であるなら、新しく出現した異説をどう読むべきか、どう扱うべきか、の大体を心得ていると思うからである。

しかし、『宇治市史』第一巻(昭和四十八年一月)第四節「神社と信仰」の「縣の神々と木幡の道」の章に(二七一頁、上田正昭氏担当)縣といえ、宇治蓮華にある縣神社に注目する必要がある。この社は、毎年六月五日から六日の未明にかけて行われる縣まつりで名高い。縣神社の祭神については諸説があり、菟道稚郎子の母である矢河枝比売であつたとも、木花開耶姫であつたともいわれている。と林屋論文の結論だけが記された。

宇治橋の川下二町にありしなり。

とする。これが真実であるとすると、橋姫社の所在ではない（所在は前述の如く、宇治橋西詰北側にのこる土壇）

湖月抄師説には同じことを述べて、

洪水に流れて今無し。

とつけ加える。「洪水に流れて今無し。」がおそらく最も正直な答えであろう。久世郡と宇治郡の宇治郷がむかいあったこの付近は宇治川扇状地の要にあたる部分で、水量も多く水流も速い。洪水のたびごとに河洲や河岸の形がかわる。河洲の消滅や発生は殆んど毎年のことである（最近、水量調整用の大きなダムが上流に作られてから、やや様子がか変わった）

それ故、古今集と源氏物語、梁塵秘抄、平家物語、謡曲、にそれぞれ出てくる橘小島が全て同じものであったと考える方が不自然である。ただ、名のみ高く（名にたちばなの小島が崎、同じ名がうけつがれてはきたが、皆、別のものであったと考えるのが正確であろう）

この様な場所に「社」が営める筈がない。自然地理的にみて、社の所在地として不適當である。

梁塵秘抄が「あたぬし」の所在地として橘小島」を記したのではないと考えるべきである。それは平家物語が勇士の出撃の場所に撰んで興味をもちあげたのと同じ趣旨（拙著「歌枕」二八三頁）と考えるべきである。即ち宇治川の象徴的は歌枕をあげた、ということである。

右を総合して言うと、「あたぬし」は木花之佐久夜毘売命、即ち、縣神

社である。その立地場所としては橘小島は問題にならない、ということである。

●七宝蓮華はさしつるき

「をしつるき」から考える。岩波古典大系では「鴛鴦劍」の文字をあてて、「おしどりの雄の両側にあるいちよう葉の形の美しい羽。劍羽」と註す。

小学館古典全集では、「未詳。『鴛鴦劍』（鴛鴦の雄の両側にある美しい羽）と見る説もある。」と註す。

両説は同意してもよいと考えられる。

七宝でできた蓮華は鴛鴦劍の形をしている。

と口語訳出来る。一応これで矛盾はないから、第四行だけはこれでおさまりそうである。ただ、第三行から第四行への移行が、このままではすまない。「橘小島のあたぬし」から、何故唐突に七宝蓮華が出なければならぬのか、それが問題である。

この仲について、岩波古典大系では「川の七宝の蓮華はおしどりの劍葉のように美しい。」と口語訳がついている。

これは宇治川中に生えている、蓮華の美しさの譬喩と理解されたものである。それはそんな解釈は文字の上だけで出来るかもしれないが、蓮の花が宇治川の如き砂地の急流に育つと考えるのは、少くとも現状を見るかぎり、全く不自然である。そんなことは過去においてもあり得なかつたと思う。

橘の島にし居れば河遠み　さらさず縫ひし吾が下衣　一三一五

を出典と考えたためである。五代集歌枕の「島」の項に「たちばなのこじま」が入り、右の作を証歌とし、「河内」と註する。しかし、それは証歌にならない。即ち、澤瀉久孝先生、万葉集注釈に、

橘の島は「橘の島の宮」(二、一七九)とあったところで、今の明日香村の飛鳥川の兩岸を橘といひ、島の宮のあった島の庄あたりを島と云った。

と言われる通りである。宇治川とは別の所であつて証歌にはならない。出典あるいは証歌と言うべき作は、古今集卷二、の、

題しらず　読人しらず

今もかも咲きにほふるむ橘の小島の崎の山吹の花　一一一

をあげるべきである。八雲御抄の説明は「万。」を「古。」と改めればそのままきわめて適切である。

源氏物語、浮舟の巻、

「これなむ橘の小島」と申して、御舟暫しさしとゞめたるを見給へば、おほきやかなる岩のさまして、ざれたる常緑樹の蔭しげれり。

「かれ見給へ。いとほかなけれど、千年を経べき緑の深さを」と宣

ひて、

(匂宮)年経ともかはらむさのか橘の小島の崎にちぎる心は
女も珍しからむ道のやうに覚えて、

(浮舟)橘の小島は色もかはらじをこの浮舟ぞゆくへ知られぬ

五

と、具体的な描写がある。源氏物語に出てくる名所は、全て典拠を踏んだものであることは事実である。今の典拠は勿論古今集である。いわば、源氏物語が古今集を解釈しているのである。古今集の例が橘の島宮だとの註釈(契沖、「余材抄」。賀茂真淵、「打聞」の如き)が、通用するとすれば、この源氏物語の描写はあり得なかつたのである。つまり、古今集一二一の場合も、六八九の場合も宇治と理解されねばならないということである。

源氏物語の描写が具体的であるにもかかわらず、橋姫社、又は他の社の存在についてふれていないことに、注意しておこう。つまり、そういうものは無かつたということである。

『平家物語』卷第九、「宇治川先陣」

平等院の丑寅、橘の小島が崎より武者二騎ひっかけひっかけいできたり。一騎は梶原源太景季、一騎は佐々木四郎高綱也。

という。ここでは「平等院の丑寅」と方角が示されている。

謡曲「頼政」

是に見えたる小島が崎は

名に橘の小島が崎

謡曲「浮舟」

橘の。小島が崎を見渡せば

などなど例は多い。しかし、橋姫社の所在という形跡はない。

地誌によると、『都名所図会』に、「橘の小島が崎」は、

現在の鹿児島県日置郡金峯町阿多。旧阿多村である。

以上で梁塵秘抄の「あたぬし」が「神阿多部比売」、つまり、木花之仮久夜毘売を祀る縣神社であることが明らかである。

本文にかえて、「橘小島のあたぬし」に注意しよう。普通によめば、橘小島は「あたぬし」の祀られている場所の意味である。橘小島がそういう場所であるかどうか少し詳しく考えてみよう。梁塵秘抄の註釈から見て行こう。

岩波古典大系では、前述の如く、橘小島は橋姫がまつられている場所と解し、補註に、

○源氏、浮舟「橘小島」。橋姫社は、宇治橋の西にあった。平家九、

宇治川先陣「平等院の丑寅、橘の小島が崎より」。古今卷十四恋四

「……宇治の橋姫」(六八九)。

とする。ここに掲げられた例では、橘小島と橋姫社との関係を立証するものはない。古今集六八九を掲げられたが、これも何のためにひかれたのかわからない。

小学館古典全集では、

○「橘の小島が崎」とも。宇治川河岸から続いた出洲。橋姫社と関係があったものか。

と言う。「出洲」とあるが、これも不明。橋姫社と関係があったものか、と疑うがこの説『大日本地名辞書』を出所とすべく、「橘小島」の解説に「宇治橋の西にして旧橋姫社の所在と言う。今尚小島の字あり。」とある

のがそれである。旧橋姫社の所在は宇治橋西詰北側に土壇がのこっているので明らかである。明治二年洪水を避けて、二百メートル程南の現社地に移転した。それ故、大日本地名辞書の記述に誤りはないと言えるが、橘小島と橋姫社との関係を立証するものは「小島の字」があるためである。しかし、小島の字は誤認であろう。そういう字は存在しない。

新潮古典集成では、

○橘小島 宇治橋の下流にあった小島。『源氏物語』浮舟巻に見える。とする。所在については必ずしも根拠はなさそうである。このテキストは「あたぬし」を末祥として「橋姫」とは理解していない。

以上であるが、橘小島の理解——特に今の場合、橘小島に橋姫社が所在していたという立証は出来ていない——としてはいずれも要を得ていないと思う。ここで改めて点検してみなければならぬ。

『人雲御抄』第五、名所部、「島」の項に「ちちばなのこじま」があり、山城、万。宇治也。山ぶき有。河内にもあり。

と註す。橘小島に、もし神社があったら、八雲御抄は当然注している筈である。八雲御抄は通常そういうことには神経質に註している書である。この書に註していない、ということは、それが無かったと考えられる事柄である。

「万。」ということは万葉集が出典だ、という意味であるが、このことは不審で、万葉集に該当の作はない。しかしそうだった理由は見当がつく。万葉集巻七、の、

右の如きことども、いかに考えるべきか。いずれの解をとるにせよ、ただ今の梁塵秘抄の解釈とは関係がない。

新聞進一博士の場合、上神社一社のみをとりあげられ（この場合は、柴田博士の場合と反対に延喜式の宇治神社に宇治上神社のみを想定されているのだろうか。それは成り立ち得る考え方ではあるが、延喜式の二座と現行制の三座との差異は説明がつかない）、しかも、三殿のうち中殿（応神天皇）を「中をば」だと言われるのである。この考え方は延喜式との関係は暫く措くとしても、相当無理に思われる。即ち、一社が何座にもなることは春日大社、住吉大社、皆そうである。しかし、それぞれ春日明神、住吉明神といい、そのうちの一座だけをとりあげて、特に問題にすること（つまり、新聞博士の場合のように）はあり得ない。

それ故、新聞博士の解釈は大へん苦しい。なお、応神天皇だから八幡大菩薩と考えることも単純にすぎる。

結果において、新聞博士の解釈は成り立つとは思えない。

● 橘小島のあたぬし

「あたぬし」は珍しい語である。岩波古典大系の志田延義博士は「婀娜主」と漢字をあてておられる。筆者は独立した成語として「婀娜主」なる語があることを知らない。これは無理に漢字をあてたにすぎないと思われる。註釈としては、

宇治川に臨んで橘小島（久世郡）のなまめかしい橋姫（橋を守る女神）がおられる。

となつてゐる。つまり、「あたぬし」||「婀娜主」||「橋姫」である。橘小島はその鎮産地という理解である。『宇治市史』第一卷六三七頁に、この作が引用され、本文も、解釈も右の古典大系本によつてゐる。

しかし、後述する様に橘小島が橋姫社の所在地だ、という證據はない。小学館、新聞進一博士は、本文を「縣主」と改め（この考え方は荒井源司『評釈』の継承である）、

底本「あたぬし」を縣主と見れば、縣神社（平等院の鎮守の社）と脈絡がたどられそうである。「婀娜主」とみる説もある。

と解説される。今までの考え方は右の二つを出でない。けれども婀娜主とは、そもそも無理な造語であるし、まともな註とは言えまい。又、本文を改めるのも穩やかでない。

これはこのまま解釈すべきであろう。縣神社は木花之咲久夜毘売命である。『古事記』の関係部分を引用する（岩波古典大系、倉野憲司博士）。

是に天津日高日子番能邇邇芸能命、笠沙の御前に麗はしき美人に遇ひたまひき。爾に「誰が女ぞ」と問ひ給へば、答へ曰ししく「大山津見神の女、名は神吾多津比売、亦の名は木花之佐久夜毘売と謂ふ。」とまをしき。

古事記伝の神代十四之卷（新版全集第十卷二一七頁）

神阿多津比売 御名義は、神は、例の美称、阿多は地の名、利名抄に、薩摩国阿多郡阿多、これなるべし。

と解し、中は「中央部」の意味にとられる。

「八幡大菩薩」とは、

式、山城国宇治郡宇治神社即ち、離宮八幡か。

と言われる。しかし、「宇治神社、即ち離宮八幡」と呼称することを、梁塵秘抄の時代まで引きあげるとは無理である。当時は離宮明神の呼称であった。又、「中」を宇治の真中と理解するのはよいとして、その宇治はどういう宇治か。宇治神社なら、宇治郡宇治郷の真中ということにはなる。それは梁塵秘抄の宇治ではない。梁塵秘抄の宇治、即ち、宇治郡宇治郷と久世郡宇治郷とを併せた意味での宇治ならば、それは古代の「縣」の中心

という意味である。それならば「縣神社」があるので、縣神社と理解すべきことになる（所在は久世郡宇治郷。現在の宇治市大字宇治町小字蓮華）、祭神は木花之佐久夜姫命で、本地は聖観音である。当然菩薩御前と言うことが出来る。菩薩は八幡大菩薩にかぎりはしない。それ故、「中をば菩薩御前」は素直にとつて、縣神社である。

宇治に縣がおかれたことは縣神社があるというだけで充分にわかることであるが、補足すると、兵範記久安五年十月十九日條に、

今日於宇治縣小松殿、有左府若君元服事

の「宇治縣」の語や、勘仲記弘安九年九月十八日條、

早旦下向宇縣

の「宇縣」の語がある。この両者は久世郡宇治郷であるが、『禪門抄物叢刊』の第十一巻におさめられた永平元禪師語録抄によると、

元禪師初住本京宇治縣興聖禪寺語録抄上

侍者 詮慧編

師於嘉禎二年丙申十月十五日就山開堂拈香祝 聖罷

上堂……（下略）

右に「宇治縣興聖禪寺」と言うが、興聖寺は宇治川の東即ち宇治郡宇治郷である。

そこで、「中をば」は宇治郡宇治郷と久世郡宇治郷とを併せた意味での宇治、即ち「宇治縣」の「中」の意味に理解される故に、「中をば菩薩御前」は縣神社である。それ以外の意味にはとれない。

なお、「中をば」に対して小学館古典全集の新聞進一博士の註では、宇治上神社をさすか。三殿あり、中殿に応神天皇（八幡大菩薩）を祀る。なお、別に下神社にあたる宇治神社がある。

これで、一応は「中をば」に解釈がつく様に見える。

しかし、これは実際問題として言うと、単純に現行制によつたものである。現行制では宇治神社は菟道稚郎子命を祀り、宇治上神社は菟道稚郎子、応神天皇、仁徳天皇、の三座になっている。これでは、延喜式の「宇治神社二座」という記載との関係がわからない。筆者は二座とは、宇治上神社、宇治神社、と考えるのが順当と思っていたが、「式内社研究会編纂、式内社調査報告第一集」の「57宇治神社二座」についての柴田実博士の解説では、宇治神社を二座（菟道稚郎子皇子、応神天皇又は仁徳天皇）と考え、宇治上神社は考慮の外におかれている。

「あたまぬし」考——梁塵秘抄註釈

付、林屋辰三郎氏の見解について

奥村恒哉

梁塵秘抄卷第二、四句神歌百七十首のうち、二七一番

宇治には神おはす

中をば菩薩御前

橘小島のあたまぬし

七宝蓮華はをしつるき

右、新潮古典集成『梁塵秘抄』榎克朗制定の本文による。本文そのものは、底本は一つしかないので、諸註釈書に異同はないが、原本は仮名が多いため、漢字のあて方が諸註釈書によって異なる。

●宇治には神おはす

宇治は原本「内」、小西甚一博士朝日古典全書の梁塵秘抄では「うちに」と平仮名で翻刻されている。その理由は特に註記されていない。志田延義博士の岩波古典大系、新聞進一博士の小学館古典全集、いずれもが、「宇治」とする。

第三行の「橘小島」は宇治川の歌枕であるから、「うち」は宇治と解す

べきである。

なお、今の場合の宇治の範囲をたしかめておかねばならない。それは和名抄の山城国の「宇治郡宇治郷」と「久世郡宇治郷」とを併せた地域と理解される。両者は郡界の宇治川を狭んで相対し、その間を宇治橋が結ぶ。源氏物語の宇治十帖がこの意味の宇治である。蜻蛉日記・更級日記も同じである。この意味での宇治は所謂「宇治縣」(後述)とも一致する。

●中をば菩薩御前

「中をば菩薩御前」について、全ての註釈書が、延喜式神名帳、山城国宇治郡十座のうちの「宇治神社二座」をあてている。宇治神社二座とは、宇治郡宇治郷の宇治神社と宇治上^{かみ}神社とをあてるのが普通の考え方である。しかし、このままでは「中をば」の中の説明が難かしくなる。そこで例えば岩波古典大系には、

山城の宇治には神がおいでである。中ほどをば八幡大菩薩御前が占めておられ、